

宮崎市総合福祉保健センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市総合福祉保健センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 22 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 団体等の名称 | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 |
| (2) 代表者名 | 会長 厚地 安 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 宮崎市花山手東 3 丁目 2 5 番地 2 |
| (4) 設立年月日 | 昭和 41 年 11 月 10 日 |
| (5) 設立目的 | 宮崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 |
| (6) 事業概要 | <ol style="list-style-type: none">1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡6 共同募金事業への協力7 障害者自立支援法に基づく居宅介護事業の経営8 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業の経営9 障害者自立支援法に基づく相談支援事業の経営10 障害者自立支援法に基づく生活介護事業の経営11 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る外出介護事業の経営12 児童クラブの受託運営13 障害者生活支援事業の受託運営14 福祉サービス利用援助事業の受託運営15 生活福祉資金貸付事業の受託運営16 その他この法人の目的達成のため必要な事業 公益を目的とする次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none">1 宮崎市心身障害者福祉会館の設置経営2 宮崎市佐土原社会福祉センターの設置経営3 宮崎市佐土原ふれあいセンターの設置経営 |

- 4 総合福祉保健センター等の管理業務
 - 5 介護保険法に基づく訪問介護事業
 - 6 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業
 - 7 介護保険法に基づく通所介護事業
 - 8 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - 9 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業
 - 10 介護保険法に基づく介護予防支援事業
 - 11 介護保険法に基づく介護認定調査事業
 - 12 訪問給食事業
 - 13 ボランティアセンター事業
 - 14 老人福祉館の管理業務
 - 15 障害者福祉バス事業
 - 16 巡回バス事業
 - 17 重度身体障害者移動支援事業
 - 18 住民参加型福祉サービス事業
 - 19 ふれあいサロン事業
 - 20 地域ふれあい会食事業
 - 21 総合福祉相談事業
 - 22 たすけあい資金貸付事業
- 収益を目的とする次の事業を行う。
- 1 保険代理所運営事業
 - 2 会議室等貸出事業

(7) 基本金又は基本財産

5,000 千円

(8) 従業員数

従業員 575 人

2. 指定期間（予定）

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市総合福祉保健センター

② 所在地

宮崎市花山手東 3 丁目 25 番地 2

③ 施設規模等

延床面積 5,358 平方メートル

(2) 業務概要

- ① 健康相談及び保健指導に関すること。
- ② 健康診査に関すること
- ③ 障害者（障害のある児童を含む。）の福祉の増進に関すること。
- ④ 高齢者の福祉の増進に関すること。

- ⑤ 母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童及び寡婦の福祉の増進に関すること。
- ⑥ 市民の福祉活動の推進に関すること。
- ⑦ 施設の提供に関すること。
- ⑧ 総合福祉保健センターの使用許可に関すること。
- ⑨ 総合福祉保健センターの使用に係る料金に関する業務。
- ⑩ 総合福祉保健センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ⑪ 障害者浴室、プール、機能訓練室の運営に関すること。
- ⑫ その他市長が必要と認める業務。

(3) 現在の管理方法

指定管理者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
(平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

4. 事業計画の概要

(1) 施設利用者の平等な利用の確保

・基本方針

- ①誰もが気軽に利用しやすい施設環境を創造する。
- ②ボランティア活動等地域での「支えあう心」を支援する。
- ③健康と生きがいのある生活環境を構築する。
- ④身近な福祉の情報を発信する。

・業務内容に対する理解及び対応

- ①高齢者や障害者等を対象に社会参加と生きがいづくりを目的とし、教室、講座、交流会等を開催し、福祉の増進に努める。
- ②弁護士相談をはじめ、総合相談事業や介護保険事業、またその他の在宅福祉サービスを行い、健全な住民の生活向上に努める。
- ③障害者浴室、プールには専属の職員、機能訓練室には理学療法士、看護師、訓練助手を専属で配置し、利用者の安全確保に努める。

(2) 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画

・利用者サービスの向上

感染予防、清潔な館内、快適な温度設定と工夫、作品展示コーナーの設置等を行う。
また、敬老の日等のお風呂の利用や、災害時の施設提供に努める。

・利用者増への取組

- ① 社会資源の活用、交流の場の活動拠点として、ロビーの有効活用、ボランティア団体等と連携した施設開放、ニーズに合った企画内容の提供、親子、こども、高齢者等のふれあい交流の場として多目的な利用を図り、三世代交流事業の推進に繋がる環境を提供する。
- ② 地域との連携として、事業を行う上で自治会や民生委員及び地区社協と協力しながら、市民の目線で事業の展開を図る。また、園児や児童、ボランティア団体の施設見学や慰問の受入、夏まつりなどの地域との交流、職場体験や実習等の受入を積極的に行う。
- ③ 相談事業として、高齢者を対象とした看護師による健康相談を月 1 回実施。福祉総合相談での相談しやすい環境の提供、月 2 回の弁護士相談の実施。
貸付事業、介護保険事業、地域包括支援センター等の業務を行うなど専門職種職員を多数擁しており、連携を図ることで福祉関係相談での適切な対応を行う。
- ④ 広報活動として、広報紙「社協だより」やホームページへの掲載による情報提供を行う。また、施設のパンフレットを作成し、来館者への説明を行う。

⑤ 併設する市立図書館及び市民文化ホールと連携を図り、住民の利用しやすい環境の提供に努める。

・施設の効用を最大限発揮できる提案

①地域福祉推進事業

地区社協主催の小地域懇談会の開催、福祉協力員の配置、ふれあい福祉相談事業、ふれあいきいきサロンの推進、高齢者・障害者スポーツの推進、車いす・ニュースポーツ用具貸出事業、貸付事業、ふくしバス運行、広報活動

②ボランティアセンター事業

ボランティア人材発掘・育成・相談・斡旋、福祉教育・福祉学習の支援、ボランティア団体活動の支援

③在宅福祉サービス事業

ふれあいハートサービス事業、重度障害者移送サービス事業、日常生活自立支援事業、一人暮らし給食サービス事業

④介護保険事業

障害児者通所介護事業（デイサービス）、訪問介護事業、訪問入浴介護事業

⑤その他

宮崎県共同募金会宮崎市支会事務局、宮崎市民生委員児童委員協議会事務局

(3)施設の管理に係る経費の縮減

- ・管理業務の効率化
- ・節電、節水、燃料の節減に努める

(4)事業計画を確実に実施するための管理運営能力

- ・過不足ない人員の配置
- ・有資格者の配置、内部研修会の実施、外部研修会への参加
- ・地域、関係機関、ボランティア団体、福祉団体との連携
- ・地域への周知及びニーズ把握

(5)安全管理に対する対応

- ・一般利用者や高齢者及び障害者を含めた防災避難訓練の実施し、防災体制を組織している。
- ・不審人物、設備事故、その他利用者の安全確保への対応を行う。

(6)環境保護及び障害者雇用等

- ・環境に配慮した施設管理
省エネ対策実施、ごみの減量、ごみの分別徹底。
- ・障害者の就労支援
重度の身体障害者（肢体不自由）を含め4名を雇用している。障害者の生活支援や就労支援及び雇用を行うために、就労の場として提供、積極的な就労支援に努める。

5. 収支計画の概要

指定管理料提案額（予定）

（単位：千円）

| 年 度 | 2 3 年 度 | 2 4 年 度 | 2 5 年 度 |
|-------|------------|------------|------------|
| 指定管理料 | 9 4, 1 8 6 | 9 4, 2 2 2 | 9 4, 2 5 8 |
| 年 度 | 2 6 年 度 | 2 7 年 度 | |
| 指定管理料 | 9 4, 2 9 3 | 9 4, 3 2 9 | |

6. 選定結果の概要

(1) 応募の概況

① 応募団体（非公募）

応募団体名 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

この指定管理選定において、①この施設が健康相談や健康診査などの保健センターとしての機能だけでなく、障害者、高齢者、父子家庭、母子家庭等の福祉の増進及び市民の福祉活動の推進など、福祉保健施策を総合的に進めていくための拠点施設となっていること、②健康福祉の拠点施設の管理運営に当たっては、一部の分野に精通する組織ではなく、行政や様々な団体と連携することが可能で、かつ幅広い福祉保健事業を実施できる組織を持った指定管理者が適任であること、③宮崎市社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、地域住民組織や社会福祉事業関係者で構成され、市民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行ない、社会福祉関係者、保健・医療・教育、ボランティア組織などの関係機関と連携し、様々な活動を行っているほか、多くの住民組織への協力や援助を行っていること、④施設の機能を利用した総合的、効率的な運営ができる組織及び人材を有し、専門的なノウハウを持ち、関係団体及び機関との連携が可能な団体を指定することが、適切な施設の管理運営に資することなどを勧案し、6月に開催された第1回選定委員会にて、非公募による選定が承認され、非公募にて選定を行った。

② 応募日程

- ・ 第1回選定委員会 平成22年6月25日
- ・ 要項及び申請書類様式の配布 平成22年7月15日
- ・ 応募の受付日 平成22年9月30日
- ・ 書類審査等 平成22年10月1日～10月8日
- ・ 第2回選定委員会（ヒアリング）平成22年10月27日

(2) 福祉部指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

| | 役職等 |
|-----|--------------------|
| 会長 | 福祉部長 |
| 副会長 | 福祉総務課長 |
| 委員 | 宮崎市老人クラブ連合会 役員 |
| 〃 | 宮崎市民生委員児童委員協議会地区役員 |
| 〃 | 宮崎市障害者施策推進協議会委員 |
| 〃 | 障害福祉課長 |
| 〃 | 長寿支援課長 |
| 〃 | 介護保険課長 |
| 〃 | 子ども課長 |
| 〃 | 子育て支援課長 |
| 〃 | 社会福祉課長 |

(3) 選定の概況

ア 選定理由

福祉部指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの申請書類及びヒアリング・質疑応答をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条の規定を準用するほか、宮崎市総合福祉保健センターの性質に応じて定めた次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。
- ⑤施設の安全管理に対する対応が整っていること。
- ⑥環境保護及び障害者雇用等に取り組んだ経営を行っていること。

その結果、施設の設置目的を理解し、上記項目の基準以上の結果と判断した。

また、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つなどの理由から、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

※第2回選定委員会においては、福祉部長が市社会福祉協議会理事のため、途中退席をし、議事（審査を含む）には参加しなかった。

第2回選定委員会においては、子ども課長が公務のため、課長補佐が代理出席した。

イ 審査結果一覧

| 審査項目 | 配点 | 候補者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 |
|---------------------------------|--------|--------------------------|
| 1 市民の平等な利用を確保できる計画となっているか | 300点 | 226点 |
| 2 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画となっているか | 250点 | 183点 |
| 3 施設の管理に係る経費の縮減を図る計画となっているか | 150点 | 103点 |
| 4 事業計画を着実に実施する管理運営能力を有しているか | 450点 | 329点 |
| 5 安全管理に対する対応が整っているか | 50点 | 38点 |
| 6 環境保護及び障害者雇用等に取り組んでいるか | 100点 | 72点 |
| 選定結果 | 1,300点 | 951点（選定） |

※配点合計1,300点のうち780点以上を指定管理者候補者として適格と判定